

第87回（平成31年2月5日）

○的井総務課長 それでは、定刻になりましたので、会議を始めます。

本日は、全委員御出席です。

それでは、以後の委員会会議の進行につきましては、嶋田委員長にお願いいたします。

○嶋田委員長 それでは、ただいまから、第87回個人情報保護委員会を開催いたします。

まず、議題1、人材派遣健康保険組合及び全国健康保険協会の全項目評価書の概要説明について説明をお願いします。

○福西企画官 番号法等により、行政機関の長等が特定個人情報ファイルを保有しようとする際には、原則として特定個人情報保護評価の実施が義務付けられています。また、特定個人情報ファイルについて重要な変更を加えようとするときも同様とされています。

今回、人材派遣健康保険組合が実施する「人材派遣健康保険組合 適用、給付及び徴収関係事務」及び「全国健康保険協会が実施する全国健康保険協会における健康保険の資格適用及び保険給付に関する事務」については、対象人数が30万人以上であり、全項目評価が義務付けられます。したがって、番号法第28条第1項の規定に基づき、広く国民の意見を求めた上で委員会の承認を受ける必要があります。

今般、平成31年1月30日付け派遣健発第30-144号において人材派遣健康保険組合から、同じく平成31年2月4日付け協発第190204-04号において全国健康保険協会から、当委員会に対して、当該事務に対する全項目評価書が提出されました。

評価書の内容について、議事運営規程第8条の規定に基づき、人材派遣健康保険組合及び全国健康保険協会の職員に御出席いただき、概要を説明していただきます。

○嶋田委員長 ただいまの福西企画官の説明にありましたとおり、人材派遣健康保険組合及び全国健康保険協会の職員に会議に出席いただきますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○嶋田委員長 それでは、出席を認めます。

（人材派遣健康保険組合及び全国健康保険協会入室）

○嶋田委員長 全項目評価書の概要について、人材派遣健康保険組合及び全国健康保険協会から説明をお願いします。

○人材派遣健康保険組合 それでは、説明いたします。

まず、従来の事務の概要について、お手元の資料1-1「特定個人情報保護評価書（全項目評価書）」の7ページ「（別添1）事務の内容」に基づき、評価書の概要を説明いたします。

まず、当組合、人材派遣健康保険組合は、短期・断続就労に伴う派遣社員の生活の安定と福祉の増進に努めるため、平成14年5月1日に設立された派遣社員や派遣会社で働く方々の加入する健康保険組合となります。

当組合事務手続で加入者の適用、給付、徴収事務を行っており、当該事務実施のために特定個人情報を入手して、保有しています。

続いて、個人番号入手の流れについて説明いたします。個人番号の入手は、7ページの「(別添1) 事務の内容」の左上、一般被保険者からの届出をその右側にある事業主を経由して入手するケース、一般被保険者の下に書かれている任意継続被保険者本人から直接入手するケース、表の中央よりも少し下のほうに書かれている中間サーバー等を経由して地方公共団体情報システム機構から入手するケースの3パターンがあり、それぞれ赤い矢印で記載されています。

入手した特定個人情報を利用して地方公共団体情報システム機構の隣に書かれている情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供を行っています。

これらの運用については、既に御承認を頂いています。

続いて、解散に伴い加入者が協会けんぽに加入すること等について説明いたします。当組合は、健康保険と介護保険の合算保険料率が、平成29年度から全国健康保険協会を上回っており、今後、その差が更に広がる見通しであること等の理由から、平成31年3月31日に解散をいたします。加入者は、全国健康保険協会の健康保険に加入することになります。それに伴い、「特定個人情報保護評価書(全項目評価書)」の7ページの「(別添1) 事務の内容」の「基幹システム」左下、「個人番号管理システム」に入っている特定個人情報のファイルについても、全国健康保険協会に提供することになります。

こちらから特定個人情報ファイルを提供後、当該データについては、「特定個人情報保護評価書(全項目評価書)」の20ページ「③消去方法」に書かれているように、完全に消去を行います。

続きまして、特定個人情報の提供に係るリスク対策及び特定個人情報ファイルの消去に係るリスク対策について説明いたします。特定個人情報の提供に係るリスク対策については、31ページの5に書かれている、「不正な提供・移転が行われるリスク」、「不適切な方法で提供・移転が行われるリスク」、「誤った情報を提供・移転してしまうリスク」、誤った相手に提供・移転してしまうリスクのそれぞれについて、例えば、全国健康保険協会からの仕様書に基づき、インターネット等外部環境とは分離した環境で作業を行うこと、ウイルスチェックを行い、証明書を作成して渡すことなどの対策を行います。

また、特定個人情報ファイルの消去に係るリスク対策については、35ページに書かれているように、特定個人情報ファイルが記録されているハードディスクドライブについて、ハードのリースが終了する前に、データを完全に消去いたします。

以上となります。

○全国健康保険協会 続きまして、全国健康保険協会の方から説明いたします。

まず、全国健康保険協会、協会けんぽと呼んでおりますが、その特定個人情報を取り扱う従来の事務の概要について説明いたします。資料1-2「特定個人情報保護評価書(全項目評価書)」の7ページ「(別添1) 事務の内容」のページをご覧ください。

協会では、加入や喪失などの適用事務や健康保険の給付事務等において、まず、左上の緑色の囲みの一般被保険者、任意継続被保険者・日雇特例被保険者、真ん中の上の紫色の

日本年金機構、右下の薄めのオレンジ色の地方公共団体情報システム機構から特定個人情報入手する事務、それから、地方公共団体情報システム機構の左隣の薄めのオレンジ色の情報提供ネットワークシステムを利用して情報連携を行う事務を行っています。これらについて、平成28年8月に評価を実施し、同年10月より事務を開始しています。

次に、今回の評価内容について説明いたします。今年度末に大規模な健康保険組合である人材派遣健康保険組合の解散が予定されています。健康保険組合が解散した場合、その加入者は協会へ移管されることとなります。今回は、図表真ん中の水色、解散する健康保険組合から「2-⑪」、「3-①-3」の赤色の矢印により、移管される加入者の特定個人情報の入手を追加しています。なお、これらは健康保険組合の解散に伴うもので、通常、健康保険組合とは特定個人情報の授受はありません。

続きまして、リスク対策について説明いたします。この特定個人情報入手に係るリスク対策につきましては、24ページから27ページに【健康保険組合から入手する場合の措置】として追記しているとおり、解散健保組合は「当協会の作成した仕様書等に沿った電子記録媒体の作成、送付等の取扱いを行う」、「インターネットから分離された個人番号管理システム専用端末を通じて個人番号管理システムに登録する」等の措置を行い、保管・消去についても適切に行います。

以上になります。よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○嶋田委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見をお願いします。

小川委員、お願いします。

○小川委員 御説明ありがとうございました。

人材派遣健康保険組合の解散に際しまして、特定個人情報を消去するということが、特定個人情報を適切に完全消去するという方法と、それから、完全消去することをどう担保するのかということについて、御説明をお願いします。

○人材派遣健康保険組合 御質問の内容につきまして、回答いたします。現在、当組合のシステム保守及び点検等を委託している日本生産性本部にて、専用のデータ削除ソフトを用いてデータを完全に復元できないよう、電子的に完全に消去いたします。

また、それを担保する方法として、消去証明書を提出させる予定です。こちらの消去証明書については、その写しについて、全国健康保険協会に提供いたします。

以上となります。

○小川委員 どうもありがとうございました。

○嶋田委員長 よろしいでしょうか。

それでは、ほかにどなたか。

宮井委員、お願いします。

○宮井委員 御説明ありがとうございました。

小川委員の御質問とちょっと被ってしまうかもしれませんが、今回、人材派遣健康

保険組合が解散するという事で、データが全国健康保険協会に移りますが、この場合に、登録後に講じなければならないデータの保管や消去について、もう少し具体的なリスク対策の方法を教えてください。

○全国健康保険協会 それでは、全国健康保険協会からお答えいたします。

我々のほうで入手した電子記録媒体については、媒体管理簿の記載を行い、施錠可能な保管庫等に厳重に保管をいたします。

それから、データ取り込み後、保管の必要がない使用済電子記録媒体はシュレッダー等にて粉碎し、破棄をいたします。また、特定個人情報を破棄した場合、破棄した記録を保存することとしております。

以上でございます。

○嶋田委員長 よろしいでしょうか。

ほかにいらっしゃいますか。よろしいでしょうか。

それでは、今、2名の委員から御質問がありました消去法について、評価書に記載されているとおり確実に実行し、特定個人情報の受け渡しについては密に連絡を取り合って適切に行ってください。そして、全国健康保険協会はリスク対策の見直しを今後も不断に行っていたら、併せて教育研修も確実に実施していただきたいと思っております。

人材派遣健康保険組合については、特定個人情報保護の完全消去について、御説明いただきましたが、最後まで確実に実施していただくことをお願いします。

それでは、時間の制約もありますので質疑応答はここまでとして、本評価書については、本日の説明内容を踏まえて、審議を進めてまいりたいと思っております。ありがとうございました。

○全国健康保険協会 どうもありがとうございました。

○人材派遣健康保険組合 どうもありがとうございました。

(人材派遣健康保険組合及び全国健康保険協会退室)

○嶋田委員長 それでは、議題2に移ります。個人情報保護委員会の組織理念の一部変更について、事務局から説明をお願いいたします。

○岡企画官 それでは、議題2の個人情報保護委員会の組織理念の一部変更について、資料2に基づいて説明いたします。

現行の組織理念は、一昨年の改正個人情報保護法の全面施行に際して変更したものでございますが、この間、個人情報を取り巻く環境に大きな変化が生じてきていることから、個人情報保護委員会の第2期の体制が発足したタイミングで、改めて組織理念の一部変更を行ってはどうか、お諮りをするものでございます。

まず、変更案の主なポイントは2点ございまして、1つ目は個人情報保護の関係です。個人データを巡る急速な技術の進展や国際的な議論等の状況変化に適切に対応していく必要があること。また、国際的なデータ流通の拡大に対応した海外当局との執行協力等により、外国事業者への対応を機動的に行っていく必要があることから、こうした趣旨に沿っ

た内容を盛り込んでどうかと考えております。

2つ目は国際協力の関係です。国際的な協力の枠組みへの参加は一定程度進展した一方、今後は、国際的な議論において主導的な役割を果たしていくことが重要であることから、こうした趣旨に沿った内容を盛り込んでどうかと考えております。

次に、こうした主なポイントに基づいた変更案の具体的な内容について説明いたします。全体の構成ですが、サブタイトル、前文、1から6までの項目で構成されてございます。

まず、サブタイトルでございます。個人情報を取り巻く環境に大きな変化が生じてきており、これに機敏に対応していくことが委員会に求められているとの考え方により、「個人情報を取り巻く環境変化に機敏に対応」としてございます。

次に、前文です。個人情報保護法の目的規定を引用しながら、委員会の使命を記載してございます。

続いて、項目の1「個人データをめぐる状況の変化に対する適切な対応」です。個人情報の保護と活用のバランスについて言及した上で、データ保護に関する制度の国際的な議論やAIを初めとする技術の急速な進展などの状況の変化に適切に対応するという基本的な考え方を記述してございます。

続いて、項目の2「個人情報の取扱状況等を的確に把握し機動的に対応する監督」です。改正個人情報保護法の施行によって監督権限が委員会に一元化されたことにより、様々な情報が委員会に集約されることになったため、これを活用して漏えい事案等に効率的・効果的に対応し、課題や対応策等について積極的に情報発信していくこと、また、海外当局との連携により、国際的なデータ流通の拡大にも機動的に対応していく旨を記述してございます。

続いて、項目の3「安全で自由な個人データの流通促進に向けたグローバルなイニシアティブ」です。日EU間の相互認証を初め、各国関係機関との間でこれまでに築いてきた良好な関係を基盤として、安全で自由な個人データの流通促進に向け、国際的な議論において主導的役割を果たしていく旨を記述してございます。

続いて、項目の4「特定個人情報の安心・安全の確保に向けた取組」です。特定個人情報に対する国民の信頼確保に向けて、監視監督を実施するのみならず、行政機関等に対する様々な手法を用いた支援を行う旨を記述してございます。

続いて、項目の5「多様な主体に対する分かりやすい情報発信」です。SNSの普及やサイバー攻撃の増加等により、国民一人一人の個人情報に係るリテラシーの向上が大変重要であることから、民間企業だけではなく、子供や消費者等に対して分かりやすい広報・啓発に取り組んでいく旨を記述してございます。

最後に、項目の6「最先端の技術や国際的な連携に対してより円滑に対応できる体制の整備」です。AIを初めとする様々な技術の高度化等に的確に対処できる人材や、法執行に当たっての国際的な連携に必要な専門知識を有する人材の育成など、法執行体制の充実・強化に取り組んでいく旨を記述してございます。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○嶋田委員長 ありがとうございます。

それでは、この提案に対して御意見を頂戴いたしたいと思います。

丹野委員、お願いします。

○丹野委員 説明ありがとうございました。

組織理念の一部変更ということですが、第2期がスタートしたこの時点で、現状から将来を展望すれば、まさにこのサブタイトルにあるように、個人情報を取り巻く環境変化が質的にも量的にも起きているわけで、その変化に機敏に対応するためにと、当委員会が表明することがとても重要なのだと、まずは思います。

更に言えば、この内容にありますように、国内的には個人情報保護法改正の取組に着手しますし、国際的にも更なる地平に取り組むわけです。その中でこの理念の前文にあるとおり、個人情報の保護と利活用のバランスというのは、そもそも個人情報保護法の目的規定であり、当然の前提を言っているわけですが、更に加えて、個人の人格と密接な関連を有する個人情報が適切に取り扱われ、国民の安心・安全の確保ができるようにとしたことを含め、今回の内容は、当委員会の今までの方向性や活動の実績を踏まえて、今後の取組につながっていくものだと思料します。

以上です。

○嶋田委員長 ありがとうございます。

ほかにございますか。

熊澤委員、お願いします。

○熊澤委員 説明ありがとうございました。

私からは、国際協力関係の変更について一言述べさせていただきます。

委員会発足以来、国際関係の構築に取り組み、あるいは日EU相互認証やCBPRの促進等を推進してきたわけなのですが、そういったものを通じて培った国際協力の基盤と組織としての経験というものを今後活かして次の段階に行くのだろうなと思っています。

国内外からの当委員会への注目が増している中で、今後は国際的制度調和を図りつつ、個人データの越境移転に関する議論をリードしていくことが課題であり、この組織理念を踏まえて取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

○嶋田委員長 ありがとうございます。

ほかに何か、よろしいでしょうか。

今、2名の委員の方から、まさに今回の組織理念の一部改定のポイントとなる事柄について意見が出されたと思います。ちょうど2期のスタートのところで、根本的に個人情報を取り巻く環境がかなり変わってきておりますので、この時点での見直しはとても重要だと考えます。

また、副題が「環境変化に機敏に対応」ということで、ちょっとアグレッシブな表現に

なっております。機敏に対応できるような組織運営をこれからもしていかなければいけないでしょうし、この理念の変更をもって全員で取り組んでいきたいと思えます。

それでは、原案のとおり、個人情報保護委員会の組織理念について決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

御意見がないようですので、原案のとおり決定いたします。ありがとうございました。

○嶋田委員長 それでは、次に議題3、立入検査の報告について、事務局から報告をお願いいたします。

(内容については非公表)

それでは、本件に係る立入検査を終了して、原案のとおり検査結果を通知してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

それでは、賛同いただきましたので、そのようにしたいと思います。

本日の議題は以上です。

本日の会議の資料については、準備が整い次第、委員会のホームページで公表してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

それでは、そのように取り扱います。

本日の議題は以上です。

本日の会議の資料については、準備が整い次第、委員会のホームページで公表してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

それでは、そのように取り扱います。

それでは、本日の会議は閉会といたします。

事務局から今後の御予定について御説明願います。

○的井総務課長 次回の委員会でございますが、2月8日金曜日の13時15分から行う予定でございます。

本日の資料につきましては、ただいまの御決定どおりに取り扱いをさせていただきます。

本日は、誠にありがとうございました。

○嶋田委員長 ありがとうございました。